

## 第64回四日市市都市計画審議会

1. 開催日時 令和5年11月9日(木) 10:00～12:00

2. 開催場所 四日市市役所 11階 第1委員会室

3. 出席者

### 【委員】

(市議会議員委員)

伊藤委員、後藤委員、小林委員、辻委員、樋口委員、森委員

(学識経験者委員)

丸山委員、豊田委員

(市民委員)

山路委員、藤田委員、前田委員

### 【四日市市】

都市整備部 伴部長、伊藤(準)建設担当部長、伊藤(勝)理事、伊藤(利)次長

### 【事務局】

都市整備部

都市計画課 計画グループ 橋本グループリーダー

内山課付主幹、杉浦主幹、岩田技師

総務・まちづくり支援グループ 金子グループリーダー

後藤主幹、山本技師

市街地整備課 戸本課長

伊藤(直)副参事

都市開発係 後藤係長、鈴木技師

公園緑政課 山田課長

市川課長補佐

4. 傍聴者 1名

5. 配布資料

・事項書

・委員名簿

・席次表

・第124号議案 四日市都市計画道路の変更(3・1・1号四日市中央線外2路線の変更)

【四日市市決定】

・第125号議案 四日市都市計画駐車場の変更(第7号中央通り地下駐車場の変更)

【四日市市決定】

- ・第126号議案 四日市都市計画公園の変更(5・3・5号中央通り公園の決定)

【四日市市決定】

- ・第124号議案～第126号議案 関連資料
- ・“ニワミチよっかいち” 中央通り再編基本計画概要版パンフレット
- ・その他報告資料 四日市市都市計画マスタープラン地域・地区別構想の進捗状況について

## 6. 審議会の内容

- ・委員15名中、11名出席(採決時10名) ⇒会議成立
- ・会長の選任 ⇒丸山委員
- ・非公開に該当する内容はないため、会議公開 ⇒傍聴者 1名
- ・議事録署名人の氏名⇒豊田委員、山路委員

第124号議案 四日市都市計画道路の変更(3・1・1号四日市中央線外2路線の変更)  
第125号議案 四日市都市計画駐車場の変更(第7号中央通り地下駐車場の変更)  
第126号議案 四日市都市計画公園の変更(5・3・5号中央通り公園の決定)

【四日市市決定】

## 《議案説明》

### 【事務局】

第124号議案、第125号議案、第126号議案についてご説明をさせていただきます。都市計画としては、道路、駐車場、公園と、それぞれ別々の案件となりますが、中央通り再編に関連する都市計画となりますので、一括でまとめて説明させていただきます。

議案を説明させていただく前に、都市計画手続の流れを説明いたします。

本議案は市決定案件となります。この場合、市で原案を作成後、四日市市都市計画まちづくり条例に基づいた原案の縦覧を行い、公聴会、または説明会を開催します。その後、県との事前協議を経て案の縦覧を行い、この都市計画審議会で決定の可否について審議いただくという流れになります。

現在の都市計画の概要について説明させていただきます。

今回都市計画を変更する範囲は、スクリーンの赤で囲みました中央通りのJR四日市駅から西浦通りまでの延長約1,425メートルの区間となります。変更の対象となる都市計画道路の一つ目の路線は、スクリーンの青で色づけしました四日市中央線です。本町を起点としまして伊倉一丁目に至る全長2,610メートルの道路で、計画の幅員と車線数は基本的に70メートルの6車線となっておりますけれども、一部幅員が狭まっている箇

所があり、その部分は4車線となっております。また、この道路の一部として、駅前広場が3か所決定されております。

続いて、スクリーンは図を拡大したものになりますけれども、都市計画道路の二つ目の路線につきまして、黄色で示しました西町線となります。諏訪栄町から西町に至る全長740メートル、幅員15メートル、車線数2車線の道路となります。三つ目の路線は、オレンジで塗っております橋南線となります、浜田町内を通る全長360メートル、幅員12メートル、車線数2車線の道路となります。

計画決定は3路線とも昭和21年6月13日で、整備状況としましては、四日市中央線が本町から芝田一丁目まで整備済みで、それより西側は未整備、西町線と橋南線については全線整備済みとなっております。

続いて、都市計画駐車場はスクリーンの紫で色づけした、中央通り地下駐車場となります。面積約7,300平米、構造が地下2階構造、駐車台数約300台で平成6年4月27日に決定されており、整備済みの駐車場となります。

最後に都市計画公園ですけれども、現時点で計画決定されたものではありません。今回新たに緑で色づけしました面積約1.9ヘクタールの区域を中央通り公園として計画決定するものです。

次に、変更理由について説明させていただきます。124号議案をご覧くださいませでしょうか。右下のページ番号3ページをご覧ください。なお、この説明の中では議案書の右下のページ番号で説明をしておりますので、よろしくお願いいたします。

理由書なんですけれども、1段落目から5段落目まで、上位関連計画における位置づけなどを記載しており、これは124号、125号、126号、3議案とも共通の内容となっております。

まず、1段目のところなんですけれども、総合計画について記載しております。本市では将来ビジョンの一つに産業・交流拠点都市を掲げ、都市の機能と魅力を高め、活力あふれる都市づくりに取り組むこととしております。その中の重点プロジェクトとして、中心市街地の都市機能高次化プロジェクトを位置づけております。そして、取組の一つに「WEDO 四日市中央通り」を位置づけ、中心市街地において駅前広場や歩行空間等の整備、高次都市機能集積といったところで、居心地がよく、歩きたくなる魅力的なまちなかの形成に取り組むこととしております。

続いて、理由書2段目の都市計画マスタープラン全体構想です。都心居住の促進や商業

業務機能の強化、公共・公益施設の立地促進、交通結節機能強化などにより、中心市街地の活性化やにぎわい、回遊性の向上を図ることとしております。

続いて、3段落目の立地適正化計画です。リニア時代に輝くまちに向け、市内外から多くの人を訪れ、働き、学び、楽しみ、交流するための都市機能が集積するとともに、交通結節点でもある中心市街地の魅力を高めることとしております。中心市街地を都市機能誘導区域として設定し、中心拠点の都市機能の高度化、集約化などの施策を位置づけております。

続いて、理由書4段目です。こうした方針に基づく中心市街地再編に係る取組についてご説明いたします。本市では平成30年度に近鉄四日市駅周辺等整備基本構想を策定しました。この中で、にぎわい・もてなし空間の創出と回遊性の向上、まちづくりと連動した交通機能の配置、中央通りを活用した空間の魅力向上の基本的な三つの方向性を位置づけております。スクリーンの図は基本構想における基本的な方向性を将来イメージとして示したものです。交通結節機能の強化とともに回遊性の向上が図られ、土地利用の活性化にもつながっていく将来像が描かれております。その後、具体の整備に向けて基本計画の策定を進め、令和5年5月に「ニワミチよっかいち」中央通り再編基本計画」を取りまとめました。事前送付資料に概要版のパンフレットも入れておりますので、併せてご確認いただければと思います。

この事業はJR四日市駅から西浦通りまでの区間を、主に歩行者優先の道路に造り変えていくもので、併せて新図書館の整備や国が進めるバスタの整備が予定されております。さらに、これらの整備と並行して既存公園のリニューアルを行うほか、国道1号からJR四日市駅の区間では車道を縮小し公園化するなど、中央通りとまちなかの連携したまちづくりを目指します。また、JR四日市駅前では再開発に向けた検討が進められており、港へ結ぶ歩行者デッキを整備していく計画となります。なお、「ニワミチ」という言葉は、基本計画を検討するにあたり策定した造語です。質の高い暮らしを実現するグリーンインフラとなる「ニワ」に、近年道路空間再編の主流になりつつあるウォーカブルな「ミチ」を掛け合わせたものです。

スクリーン左下のA-A断面、市民公園前辺りの断面になりますけれども、この区間では現在の車線を削減し、歩道を広げる形での整備を進めます。また、スクリーン右下の断面、市役所前辺りの断面図になりますけれども、近鉄四日市から東側では車線を南側に集約し、北側に大きな歩行者空間を整備していきます。歩道部分には歩行者と自転車を安全

に分離するため自転車専用道を整備し、南側歩道部には次世代モビリティの走行も見据えた幅員4メートルの自転車道を連続的に整備してまいります。

続いて、理由書5段落目です。交通結節点における一大交通拠点づくりに関連して、バスターミナルについてご説明をいたします。交通結節機能の強化や、歩行者の円滑な移動・乗換えを支援する交通拠点の整備、新たなモビリティや交通サービスとの連携などを基本目標に掲げ、バス停の集約とともに、待合空間やチケット販売所、にぎわい施設の配置が計画されています。

このような流れの中で関係者と共に検討を進め、令和5年5月に中央通り再編基本計画が固まったというところで、今回これに合わせて必要な都市計画変更を行うものとなります。

続いて、都市計画変更の内容について、全体の概要からご説明させていただきます。事前送付資料の右上に、「令和5年11月9日第64回四日市都市計画審議会 第124号議案～第126号議案関連資料」と書いてありますA3の資料をご覧ください。

初めに、124号議案、都市計画道路ですけれども、青で色づけしました四日市中央線につきまして表の①から④のとおり、車線数や幅員構成の変更を行います。さらに、赤で色づけした駅前広場（1）について⑤のとおり、駅前広場（2）について⑥のとおり区域の変更を行います。また、黄色で色づけした西町線について⑦のとおり、オレンジで色づけした橋南線については⑧のとおり、道路の起点の位置の変更を行います。

次に、第125号議案、都市計画駐車場ですが、紫で色づけしました中央通り地下駐車場について、中央通り再編に伴って出口を付け替えることから、⑨のとおり都市計画駐車場の区域を変更いたします。

最後に、第126号議案、都市計画公園ですが、四日市中央線のJR四日市駅から国道1号までの区間において、緑で色づけをした区域の公園化を計画しているため、⑩のとおり、総合公園5・3・5号中央通り公園として計画決定をいたします。

続いて、議案それぞれについて、図書をベースに説明をさせていただきます。

まずは道路です。第124号議案書、右下のページ番号8ページをご覧くださいませでしょうか。

都市計画道路は、延長、構造形式、車線数、幅員などを定めることとなっており、駅前広場はただし書にて位置づけをしております。今回青色で示しました四日市中央線について、幅員構成と車線数の変更を行うことから、青枠の箇所のように車線数を変更します。

さらに、駅前広場の再整備に伴い、赤枠で囲った箇所のように交通広場の面積を変更するとともに、黄色で色づけした西町線とオレンジ色を色づけした橋南線については延長を変更するという形になっております。

続いて、スクリーンはJR四日市駅から国道1号の間の変更前後の図面です。議案書は上の図が6ページで、下の図が10ページになっております。

現状、道路の両側に均等に配置されております6車線の道路について、再編後は、大外の区域はそのままに、車線数を2車線に絞りまして、スクリーンの青枠の辺り、南側に車線を集約する計画となっております。

続いて、スクリーンは当該図面の断面図です。議案書は12ページになります。青枠のところ、車線数を減らすとともに、南側に車線を集約しております。

続いて、スクリーンは国道1号から西浦通りの間になります。近鉄四日市駅から東は車線数を4車線に絞りまして、南側に集約をしております。市民公園から西浦通りの間、近鉄四日市駅から西の区間、こちらについては現位置において車線数を減らして、両側の歩行空間を広げる計画となります。なお、スクリーンの青の破線の丸で囲んだ区域につきましては、都市計画の決定区域が現況の道路形状と整合が取れていないことから、現況に合わせた計画幅員の修正を行います。

続いて、スクリーンは当該区間の断面図です。近鉄四日市駅から東側については南側に車線が集約されており、近鉄四日市駅より西側については、現位置にて車線を減らして、歩道を広く取るという形になっております。

ここで、今説明した内容につきまして、将来イメージをご覧いただきたいと思っております。まず、JR四日市駅前です。白で囲んだところが車道になってくるという形です。

こちらが東海道周辺になります。こちらも南側に車線が集約されているという形です。

近鉄四日市駅東側を望んだものになります。南側のほうに車線が集約され、北側のほうにウォークアブルな空間が形成されるというイメージになります。

続いて、近鉄四日市駅の西側を望んだものになります。こちらは今の車線の幅を狭めて、両側歩道を広げるというような形になります。

続きまして、近鉄四日市駅東側の駅前広場についてご説明いたします。スクリーンの図ですけれども、左側が議案書6ページの拡大図となっております。変更前の駅前広場の区域を黄色で表示しております。

今回、都市計画道路でもある市道西町線の付け替えを行うことに伴いまして、広場の区

域をスクリーンの右側の図のように変更いたします。こちらの図は議案書の23ページに載っております。これにより面積が1,500平米から1,200平米に変更となります。

続いて、近鉄四日市駅南側の駅前広場です。こちら、スクリーン左側の黄色の現状の区域から、駅前広場の再整備によりまして、右側の図のとおり、広場の区域を変更することになります。これにより、面積が2,100平米から2,500平米に変更となります。

続いて、西町線です。先ほど説明しましたように、道路の付け替えにより起点位置と道路形状の変更が必要となったことから、これに合わせた変更をいたします。延長が現状の740メートルから720メートルに変更となります。

続いて、橋南線です。こちらは、従来橋南線の道路としていた黄色で色づけした部分を駅前広場とするため、起点位置を駅前広場の南側からに変更いたします。これに伴いまして、延長は360メートルから290メートルに変更となります。

続いて、駐車場について説明いたします。第125号議案書の8ページをご覧くださいませでしょうか。

都市計画駐車場は面積・構造を定めまして、備考として駐車台数、出入口などを位置づけております。中央通り地下駐車場はくすの木パーキングとして供用済みの駐車場ですが、出口の付け替えということで、これに合わせて駐車場の計画区域を変更いたします。これにより面積が7,300平米から8,100平米に変更となります。なお、出口の変更をするものですので、駐車場の構造ですとか台数に変更はございません。

続きまして、スクリーンは議案書6ページの計画図を拡大したものです。東側の黒の点線で囲んだ既設出口を廃止し、赤で塗りました新たな出口を設けまして、その部分を駐車場の区域に編入するという形になります。廃止する出口につきましては、紫で塗った部分は撤去するというので駐車場区域から除外をします。黄色の部分は残置しますので、躯体があるということで、駐車場区域として残すという形になります。

続いて公園です。第126号議案の議案書2ページをご覧くださいませでしょうか。

今回、都市計画公園に、新たに総合公園として中央通り公園を追加いたします。都市計画公園は位置と面積を定めることとなっておりますので、該当する町名を記載するとともに、面積を約1.9ヘクタールとして定めております。

続いてスクリーンには、上部に再編前、下部に再編後の公園の計画を写しております。議案書は上部が6ページ、下部が14ページとなります。

今回中央通りの車線数を減らし、南側に集約することで、生まれてくる空間を公園化するということで、図の赤の区域を当該公園の予定区域ということで都市計画に定めるものです。五つの島に分かれますけれども、一つの公園として計画決定をいたします。道路と公園が重複するというので、管理区分を明確にするために兼用工作物協定を今後結んでいく予定としております。

なお、この公園は、飲食店などの施設設置ですとか、その施設からの収益によって公園の整備・改修等を行う事業者を公募により選定するP a r k - P F I制度の活用を予定しております。この制度は、民間活力により市の財政負担を軽減しつつ、公園の質や利便の向上を図る新たな整備管理手法で、本市では中央緑地に活用しているほか、名古屋市の久屋大通公園にも活用されております。

下部の図ですけれども、そのP a r k - P F Iでできてくる施設というのは公園施設の一部となってまいりますので、それを明確にするために、現段階における売店などの施設の配置計画を参考図として、この下部の図のように位置づけております。図のピンク色で塗ったところです。今後の検討次第で、異なる箇所、規模で建設される可能性もあるんですけれども、こちらは参考図となりますので、都市計画のほうは、今後変更になったとしても、変更する必要はないという形になります。

最後に、これまでの都市計画手続の経緯と今後の予定について説明させていただきます。各議案書最終ページになります。

まず、変更原案の縦覧を令和5年8月25日から9月8日までの2週間行いまして、縦覧者が1名、公述申出書の提出はございませんでした。このため、縦覧後、9月14日に公聴会に代えて説明会を行いましたが、出席者はおられませんでした。その後、三重県との事前協議を行い、変更案を作成し、令和5年10月16日から10月30日までの2週間、縦覧を行っております。この縦覧では、縦覧者はゼロ名、意見書の提出はありませんでした。

今後の予定ですが、本日の審議で可決いただければ、その後速やかに三重県と協議を行い、都市計画の決定告示に向けて進めていきたいと考えております。

説明につきましては、以上です。

## 《質疑応答》

【会長】

ありがとうございました。

それでは、これから議案について、皆様からご質問、ご意見等ございましたら、挙手して発言をお願いしたいと思えます。

**【A委員】**

図面の表記の確認をしたいんですけど、よろしいですか。

124号議案の25分の21ページ、四日市簡易裁判所と書いてあるんです。それと、126号議案においては18分の6ページに津地裁四日市支部と書いてあるんです。これ、四日市簡易裁判所と書いてあるのは不適切ではないかなと。というのは、中に津地方裁判所四日市支部が入っておりますし、津家庭裁判所四日市支部も入っておりますので、図面の表記は不適切ではないのかということを確認したいです。

**【事務局】**

表記について、議案書によって違いがあるということで、再度確認させていただきまして、適切な表示に修正させていただきたいと思えます。

**【A委員】**

確認していただきたいんですけども、四日市公害の裁判もここで行われたんですね。津地方裁判所四日市支部として大きな裁判があったのに、四日市市の職員が今確認せないかんというのは非常に残念です。以上です。

**【会長】**

今後確認をした上で、表記を改めるというようにしていただきたいと。問題があれば変えるようお願いをいたします。

**【C委員】**

案そのものには賛成なんですけど、例えば126号議案の18分の14ページ、この緑地と、それから、ここに公募対象施設を入れるという絵があります。この中央通りそのものは、四日市空襲で全部焼け野原になった。そのときに、やっぱり広い道路がないと、いざというときにまた火災が起こって類焼する。これを防ぐという、そういう意味合いのところが実は極めて強かったというふうに思っています。

問題は、ここに公園化して木を植える。木をたくさん植えると、結局広場でなくて、燃えるものをいっぱい植えることにつながっていく。ですから、植栽するときに火災が起こったときに類焼しないかどうか、そんなこともやっぱり検証していただいて、できたら専門家の意見を聞いて、それで植樹帯を決めてもらいたい。それから、植える木、木の高さ

とかそういうものも選んでもらいたいと、こんなふうに思っています。

ここは戦災復興のときに、付近が焼けて瓦とか瓦礫がいっぱい埋まっているんです。クスノキが植えられているんですけれども、瓦礫の埋まったところに植栽したクスノキはひよろひよろでいまだに細い。台風とか地震なんかで倒壊する危険があるので、こういうことをやるときに、樹勢の弱いものは撤去していただいて取り替えるということも必要なのではないのかなと、こんなふうに思っているのです、その辺の見解を。

それから、ここがよくなるのはいいんですが、ここに施設が張りついて、従業員も当然おるし、お客さんの駐車場、これを考えると、今、何か周りは空き地と空き家と駐車場だらけなんです。それで、空き地になるとみんな駐車場になって、まちの中が、せっかく真ん中がきれいになっても、そこを支える周辺は空き地と空き家と駐車場。これではまちにならんと思うので、その辺りの駐車場の確保をやっぴりきちっと問題提起をしてもらわないとちょっとまずいかなと。この案に反対する訳じゃない。だから、あと補強でそういうことをきちっとしていただくということが大事かなと思っているのです、そちらの見解も。

#### 【会長】

防災上の観点から植樹の方法、それから、どういう木を植えるのかというようなことについての何か情報等があればお願いをしたいということと、あともう一つは、そういった周辺の駐車場をどう確保していくかということについて質問がありましたので、お願いします。

#### 【事務局】

まず、樹木等につきまして、事業の立場からお答えさせていただきたいと思います。

C委員ご指摘のとおり、都市計画の道路というところにつきましては、やはり防災上の観点から空地を確保というところの中で、延焼防止の効果、基本的に空地というところで災害に対する効果がある、そういう施設の一部であるとももちろん認識をしております。

その中で、ご指摘いただきました樹木等々につきまして、基本的な方針としまして、クスノキの木の保全という方針を打ち出しております。ただ、そうは言っても、この事業の際には樹木医を入れたりしており、ご指摘のとおり、育成の悪い、そういったものがやはりあつたりします。そういったところにつきましては、基本的に撤去というようなことも今後やっていきたいと思っております。今も樹木はそれなりにございますので、そこから大きく増えるということは基本的には考えてございません。緑につきましても、例えば芝とか、そういった地被類と申しますか、そういったところについては、今後十分設計の中

で検討を進めてまいりたいと考えております。ご指摘のとおり、樹木につきましてはしっかり選定を行いまして整備のほうに努めてまいりたいと、こう考えているところです。

あと、続きまして、駐車場というところでございます。こちら、議員ご指摘のとおり、低未利用地と申しますか、そういったものがあるというのは実際に現状であるのかなというように認識をしております。この中央通りの整備につきましては、整備を進める中で、これを契機に民間の方でもいろいろ、例えばオフィスの建設であったりとか、そういった建物の更新とかも進んでおるような状況でございます。そうした中で、低未利用地が活用されるようなところにつながればいいなと考えているところでございまして、これがリーディングプロジェクトとなってそういったものを誘導できると非常にいいなと、そういったところも狙いとしておる事業でございます。そういった視点を持って、この事業を一生懸命続けてまいりたいと、こう考えているところでございます。

#### 【C委員】

大体わかりました。あと、その次に、自由通路がJR四日市駅から納屋までつく予定なんですね。それで、JRで止まると、それよりも西側の人が港まで歩いていけるということにはならないので、あらかじめ緑地計画があるのなら、自由通路の延長もやっぱりこの中に規定しておく必要があるのと違うかなというふうに思っているんやけど、その辺りの見解は。

#### 【事務局】

今回都市計画の変更をいたしますのは、JR四日市駅から西浦通りまでの区間ということで、現状、中央通り再編基本計画で固まった部分につきまして変更させていただくものになっております。全体として見ていったときには、将来的にJR四日市駅前の駅前広場ですとか自由通路というところも予定には入っておりますので、固まってきた段階で、また都市計画に必要な位置づけもしながらやっていくという形で、今回はまず途中段階といえますか、今決まっているところの変更ということでご理解いただければと思います。

#### 【C委員】

そうすると、一旦緑地として都市計画決定をして、その後変更すると、こういうことやね。でも、最初から分かっておるのなら決めておけばいいので。

#### 【事務局】

納屋の防災緑地自体は都市計画決定されておりますので、それはされている状態と。それで、自由通路というのがまた別途、今後詳細が決まってきたときに都市計画決定をして

いくという流れになってまいります。

**【C委員】**

意味は大体分かるんですけど、二度手間かなという気がするのと、それから、いつも単品で、例えば昔やと職安をつくる、そこまでしっかり論議せんから、結局表通りがずっと失業保険もらう人たちで道路を占領されて、車に乗っているから駐車もしない、駐車違反でも停車違反でもない。そうすると困るのはまちの人たちだけ。だから、分かっていることは最初から議論しておいたほうがいいのと違うかなと。以上。

**【E委員】**

まず1点目なんですけど、西町線の取付けの変更改良がありまして、あと橋南線、これも取付けの変更があって、今現在はあそこの交差点が複雑というか、変わった形になって、交通の流れが、今工事している関係で余計に悪くなっているんですけど、これ、改良になって、25分の19ページ（第124号議案）の図を見ると、普通の十字路に改良するということになっています。ただ、これはバスタの出入口とかがありまして、この辺の渋滞が大丈夫かなという懸念をしておるんですけど、その辺の調査確認というか、見通しについてお聞きしたいなと思います。

**【事務局】**

委員ご指摘の交差点は、おっしゃられるように、そこにバスタの出口が出てくるといような格好になってございます。今回、都市計画に合わせて当然設計のほうを進めておるわけなんですけれども、設計する際には交差点が大丈夫なのかというようなところを確認しております。具体的には、今こちらでお見せできるといいんですけども、動的解析、車が何台通っているかの交通のデータがございまして、それをシミュレーションで各交差点を回しております。そうした中で、信号のサイクル、これは現状のサイクルも入れながらシミュレーションした中で、渋滞が発生しないというような格好で交差点の設計のほうを進めております。ただ、工事中につきましては一定ご迷惑をおかけするかなと考えてはおりますけれども、こうしたシミュレーションをして確認をしながら交差点の設計を進めておりますもので、それに沿って事業のほうを進めてまいりたいと思います。

**【E委員】**

了解しました。今工事中という話も出ていましたので、工事中、歩道も規制をしておりますが、歩行者の方、いろんな方が通られると思います。足が不自由な方、また視覚障害者の方。特に視覚障害者の方は、今までの記憶やイメージの中で歩行をしている中で、点

字ブロックが移動していたり、視覚的に分からないというようなことがありますので、しっかりこういう過程含めて、音を含めて、工事中に関しては安全対策をお願いしたいなと思います。これは要望させていただきます。

あと、中央通り地下駐車場の出口の付け替えということで、新たに今言っていた交差点の少し西側に出口が移動するという説明がありました。以前の出口はなくすということになっておるんですが、出口だけをなくして、駐車場からの出口のところのL型のところは残すというふうになっておるんですが、これは、構造物として残すんだろけれども、何か使い道、活用方法というのはあるんでしょうか。

#### 【事務局】

残置部分につきましては、現在駐車場を管理運営をしておるといような状況です。この駐車場の施設の倉庫、こういったもので活用していく予定になってございます。

#### 【E委員】

分かりました。あと、五つに分散しますけれども、公園を整備するということになっていまして、これは店舗等に入っていてP a r k - P F Iで運営を考えているというところでした。それで、どういったところが運営するのかなというところで、中央緑地公園は三重県の松阪のほうの事業者がP a r k - P F Iに手を挙げていただいて運営いただいています。ここの中央通りの公園、話をどこまで信じていいかどうか分からんですけども、大手が手を挙げようとしているという話も聞こえてくるのですが、この辺のところの、やはり地元というか、例えば地元の事業者のJ Vみたいなグループのようなところが出ていたのか、どういったところにP a r k - P F Iを担っていただこうとお考えなのか、お聞きしたいなと思います。

#### 【事務局】

まだ決まっているものというのは、現時点ではございません。今やっていることは、今年度P a r k - P F Iをやっていくに当たって、ご興味がありますかというアンケートを募集しました。その中で、やはり興味をいただいております事業者の皆様、実際にはお見えになります。今ここで申し上げることはできませんけれども、複数社、ご興味をいただいております。現在はそれをサウンディング調査というような格好で、どういう形だったら運営できるのかとか、そういったことを対話形式でやっておるといようなところでございます。今後の予定といたしましては、来年度ぐらいには公募というような格好で進めてまいりたいなと思います。そこで具体的に公募をいただく事業者の方々が手を挙げていた

だくというようなことになりますので、その際に判明してくるということになります。よく P a r k - P F I とかそういったものでやるケースにつきましては、企業様が連携を組んで、代表企業を立てて参加いただくとか、そういったケースが他市の事例とかでも多く見られます。その構成につきましては、今後公募の中で明らかになってくるかなというふうに思っております。

#### 【E 委員】

サウンディングという言葉が出たんですが、その辺についてもう少し詳しく説明いただけますでしょうか。

#### 【事務局】

P a r k - P F I の制度につきましては、例えばですけれども、建物とかを建てる、これは上限があるんです。先ほど C 委員からもありましたけど、やはり公園も空地の一つでございます。そこにむやみやたらに建物をいっぱい建てる、やはり空地の効果が落ちますので、上限が定められております。具体的に言うと 12% というような数字なんですけれども。やはりそういったものを建てる際に、どういったところに建てたいとか、あと、それで収入を得て運営にも充てていただかないといけませんので、そういったことが具体的にどういった形でお考えいただけるものかというようなところをヒアリングいたしまして、その条件をいろいろ我々のほうがお聞きしながら、当然参加いただけるような公募要領にしていけないといけませんので、そういったことを公募要領をつくる参考に十分させていただきながら進めていきたいと、こういうのを一連のサウンディング調査というような格好で現在進めておると、こういった状況でございます。

#### 【E 委員】

事業者なりなんなりと行政とが対話形式、コミュニケーションを取りながら、提案をいただきながら、よりよいものをつくるということですね。分かりました。以上です。

#### 【A 委員】

そもそも論というか、根本的な話として確認したいんですけど、今日のこの都市計画審議会は都市計画法に基づいて行われておると思うんですけど、11条、19条、第77条等で。ただ、今日の都市計画審議会、中央通りの車線数の変更等について審議するわけですよね。既に工事が始まっておるんです。都市計画審議会ですらいつ審議したのかと。要は都市計画審議会が議決しないことにはいかんわけなんです。既に、例えば中央通り、6車線から4車線に減っています。近鉄東側でも今2車線に絞って工事をやっていますけれど

も、中央通りの車線数というのは往復6車線であると都市計画に定められておるはずなんです。だから、それに関する都市計画審議会が、変更について行われて議決しておるといふ記憶は私はないんですね。よって、もし工事が都市計画審議会に議決していないのに行政側が行っておるのでは、これ、都市計画法第19条違反になってしまうんです。そのところを確認したいんですけれども。

#### 【事務局】

まず、今事業を進めさせていただいております。事業を進めるに当たって、今回基本計画、こちらを令和3年3月で第1回の中間取りまとめ、令和4年3月に第2回中間取りまとめと、こういうような中で、今のベースになるものを計画としてつくって事業のほうはまず進めさせていただいたと、こういう経緯がございます。この事業につきましては、事業手法と申しますか、こちらにつきましては、いわゆる都市計画事業というような格好でやっておるものではございません。基本計画を定めながら、いろいろ公開させていただいて、事業を段階的に進めさせていただいております。もちろん委員ご指摘のように、都市計画事業を行うに当たっては、都市計画の決定を行ってやる事業というのは当然仕組みとしてございます。今回は都市計画事業でやるというのは、法に基づく事業認可を取って行うものというところがございますが、この事業につきましてはそういうものではなくて、計画に沿って道路の範囲内で工事を行うというような格好でやっております。このように段階段階を踏んで事業のほうを進めさせていただいておりますもので、この辺りについてはぜひご理解のほうをいただけると幸いです。

#### 【A委員】

都市計画を変更せんでも行政側が勝手に工事できるんやったら、今日の会議は要らないですよ。都市計画審議会が。都市計画審議会に議案を議決して、それで都市計画決定を打って、それから進めていくのは、これは法律にのっとってやっていかなあかんわけで、会長、どう思われますか。これ、意味ないですよ、今日。勝手に行政が工事をやっておるわけですから。

#### 【会長】

事務局からも説明をいただきたいけれども、大きな枠組みとしての説明は十分してきたという認識に基づいているということだと思っておりますよ。だから、最終的な道路の確定までにはまだ至っていないということだろうと思っておりますが、今の時点で、例えばノーということになれば、事業は停止せざるを得ないでしょうね。

## 【A委員】

都市計画法第19条に明確にうたわれております。市町村は市町村都市計画審議会の議を経て都市計画を決定するものとする。これをしてなくて工事を勝手にやったら、これは法律違反ですよ。行政側は都計審を開かんでも勝手にやってくれるということですよ。今そういう状況ですよ。これは大きな問題だと思うんですけど。

## 【会長】

事務局、いかがですか。

## 【事務局】

先ほども申し上げたんですけれども、124号議案の25分の2ページのところ、都市計画で決定する内容としましては、延長、構造形式、車線数、幅員ということになってまいります。全く何もなくて、都市計画を定める目的といいますか、その意義というところになってくるんですけれども、どういったところに事業をやっていくかということをお示しして、例えばお住まいの方とかそういったところに、住民さんとの合意形成とか、そういったものを円滑に進めていくといったところが大きな目的になってまいります。

この中央通りに関しましては、昭和21年に戦災復興ということで、70メートルの道路がまず決定をされております。この大外の幅員というものはそのときから変わっていないということになってまいります。車線数につきましては、確かに今回変更ということになってくるんですけれども、平成30年12月の基本構想の策定から、事業に当たって種々の検討を進めまして、令和3年の3月に基本計画の中間取りまとめをまず1回しております。その後、令和4年にも1度、第2回中間取りまとめをして、今回、令和5年5月に基本計画が最終的に取りまとまったということになっております。工事着手につきましては、令和3年3月の基本計画の中間取りまとめというものをもって、議会にもお示しをしながら、整備のほうは進めてまいったということになります。これは、中央通り再編というものの目標年次というものが、リニア開通というところもありましたので、そういったところからも工事着手をするというところでもございました。

本来であれば、確かに委員おっしゃられますように、都市計画を変更した上で着手するのが望ましいというところではあるんですけれども、今回の工事につきましては都市計画の区域の中で行われるものというところもございまして、中間取りまとめもした上での工事というところもございまして、都市計画の変更につきましては、令和3年3月時点では、ま

だ細かいところで今後変更というのも出てくる可能性もあったというところがございまして、令和5年5月の取りまとめをもって手続に着手させていただいたという流れになっております。なので、都市計画法に全くもって沿っていないかということではないのかなというふうな認識はしておるといところでございます。

#### 【A委員】

私は、法律に基づいた今日の会議、審議会でございます。会長が招集しておるわけですから、会長に責任が行くので私は今質問させてもらっています。あくまでも都市計画法第19条の違反にならへんかと、非常に私は。ですから、議会に説明した事実です。議会に説明して進めてきた。だけれども、都市計画法第19条で計画を決定せんことにはあかんと、中で明確にうたわれておるわけですよ。ですから、幾ら議会で説明したとか予算が通ったからと言うても、この都市計画審議会で議決していない限り、効力を持たないはず。ですから、それは都市計画法にそう明記されておりますので、再度会長に申し上げたいと思います。

#### 【会長】

この中間報告につきましては、前回ここで説明をいただいて幾つか意見が出ましたよね。路線の変更について、異議とは言わないけれども、交通量との関係でいかなものかというようなことで、ここで議論がなされたことは事実だと。A委員がおっしゃるように、明らかにそこで議決をしたわけではないけれども、意見の聴取はここで行ったというのは記憶しておりますし、厳格に言うと議決という段階には至っていなかったというふうにご指摘のとおり思っております。

ただ、どの段階で、それはもちろん全て議決されてから工事を着手するというのが基本なのでしょうけれども、事前に大方の意見を聞きながら工事に、あくまで議会のことじゃなくて、この都市計画審議会の中では事前に何とか説明をいただきながら今日の段階に至ったというように私は認識しておりますので、それは厳格に言えば違反になるかと言えばなるかもしれませんが、けれども、そういった合意形成の中でやってきたというふうに私は認識しております。

#### 【A委員】

私は法律に基づいて伺いました。議決していない以上、法律違反なんです。私は委員としてこれ以上ここに参加することは控えさせていただきたいと思います。今の会長の説明では、法律違反に加担はできませんので。議決していない以上、法律に明記されています

ので。それだけ申し上げたいと思います。

では、私は失礼します。退席させていただきます。

**【会長】**

了解しました。

**【事務局】**

委員、先ほどからご指摘をいただいております、都市計画法19条なんですけれども、こちら、読み上げさせていただきますと、市町村は市町村都市計画審議会の議を経て都市計画を決定するものとなっております。確かに事業の前後というところはあるんですけれども、これをしなければ事業ができないというところがここに書いてあるかというところ、そうではないというところがございまして、今、この都市計画の議案について、皆様に議を経て審議をいただいているというところになってまいりますので、法律に抵触しているかというところでは、そういったところはないのかなというふうには、こちらとしては認識はしております。

**【A委員】**

最後に。そのような解釈であれば、ここで議決せんでも市側は工事ができるわけです。私は今日の会議の前に法律の詳しい方に伺いました。勝手に先に工事をやることは法律違反だと伺いましたので、先ほどの意見を申し上げた次第です。失礼させていただきます。

⇒退席

**【会長】**

部長、包括的に何かあれば。

**【四日市市】**

ご意見ありがとうございました。

会長からもご回答いただきましたところがございますけど、まず、違反になるかもというご発言もいただきましたけど、こちらとしましては違反ではないということで進めさせていただいております。そこは、ご説明いただきましたように事業として説明させていただいておりますし、この場においてもこれまで計画の内容をお示しした上で進めさせていただいております。通常という申し訳ないんですけど、事業を進める中で手続を並行的に進めるという案件はございますので、そういう行為であるという認識の中で、違法になるかもではなくて、認識としては違法ではないということで並行して進めさせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

### 【会長】

前回辺りから、この全体に対する説明は資料もいただきながら説明をいただいた中で、皆さんの意見を確認した上で、既にそういう事業の方向に向けて工事は動いてはおりますけれども、最終的に道路の決定する時期についても、都市計画決定する時期についても、いつ頃にしたいという希望を出していただいていたものですから、これが法的に違法であるというふうに私は認識を当然しておりませんでしたので、できれば違法に当たらないという解釈でよろしいんだというふうに思っています。違法であるということであれば、それなりに訴えていただいて、きちっとするまで明確にする必要があると思いますが、そういうふうに至っている状況では今のところありませんので、取りあえずこのまま審議は進めてまいりたいと思いますので、よろしいでしょうか。

### 【C委員】

今、行政側が違法ではないと。その辺、できたら文章でいただいて。あと、議選の委員の退席ですから、また後日、改めて議会の委員会のほうで対処させていただいて報告させていただく、こんなことでこの場はご容赦いただきたい。進めてください。

### 【会長】

そういうことでよろしいでしょうか。進めていくという方向で。ありがとうございます。

それでは、ほかに、先ほどの続きですけれども、何かご質問やご意見がございましたらばお願いをしたいと思います。

### 【H委員】

昨日もこの中央通りのバスタのところの横断歩道についてということで、地元自治会、二つの自治会長と、それから市街地整備課の副参事に来ていただいて、ヒアリングということでやったわけなんですけれども、道路の変更に伴って、今現在使われている南北の横断歩道が、ペDESTリアンデッキのおかげでなくなってしまうと。そうすると、地元の住民は非常に不便を感じているというのが昨日のヒアリングの結果で、何とかそこに、バスターミナルの辺りに、南北に抜けられる、いわゆる高齢者のための横断歩道、グラウンドレベルでの横断歩道をつけてもらいたいという大きな要望がありましたので、関連という形になるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

### 【事務局】

昨日、委員からご案内いただきましたように、地元の方々のご意見、改めて頂戴したと

ころでございます。南警察署の交通課長様ともご同席させていただいてご意見を賜ったわけでございますけれども、何分これまでの経緯とかをお聞きいただいて、我々のこの形に至った経緯というのも住民の方には理解は賜ったところでございますが、やはり沿道の利便性の確保、高齢者向けの横断歩道の確保みたいところが、やはり我々の機能を実現しようとするそれがかなわないというところで、今ご意見は賜っておりますが、もう一度こちらは預らせていただいて再検討をするということで、警察さんのほうと改めて協議をさせていただきながら、何か解決方法はないか、今からまた考えていくということになりましたので、また改めてこちらのほうにつきましては、地元さんのほうに協議を開始していきたいというふうに思っておるところでございます。

#### 【会長】

よろしいでしょうか。また改めてきちんとご説明いただくということで、よろしく願います。

#### 【B委員】

ニワミチよっかいちの街路樹であったり、あと、都市公園について樹木を植えるというお話を聞かせていただいたんですけど、今ムクドリの現状がどうなっているのかというのと、あと、今後、ムクドリの対策について、どのように考えられているのか、お答えください。

#### 【事務局】

現状、今はもう時期が過ぎたところであろうかなと思うんですが、やはり今集中しておいたのは、例えばe i s u学園の前辺り、あの辺りのクスノキの樹木のところに多くいたのかなというような認識でございます。

今後、我々、中央通りの整備を進めるに当たって、近鉄百貨店さんのすぐのところの3本ぐらいのイチョウとか、その辺りもいるのかなというところもありました。実は、木の移植を今後、支障になってまいりますのでやる必要がございます。整備が進むと、木の移植とかでまた様子がひよっとしたら変わるかもしれません。その状況を見ながら、どういう対応ができるかというところは、具体的に検討はしていくのかなというふうに考えております。決まっておるものはないんですが。

ただ、昨年行いました賑わい創出社会実験のはじまりのいちで、一度社会実験として、機械でムクドリが嫌な音を発生するような機器を置いてみたら、そこには寄ってこなかった、分散していったということで、そういった効果は得られたのは確認、一定の効果はあ

ったかなと思っております。ムクドリの状況を見ながら、人が歩くところにやはり鳥のふんが落ちてくるというのはなかなか厳しいなという中で、また状況を見ながらどういった対応ができるかというところを、先ほど言ったところが一つの候補にはなるのかなとは思ってはおりますが、状況に合わせて検討していきたいなと思っております。

#### 【会長】

個人的なんですけど、ムクドリの音響で追いやって分散したんじゃなくて、鶉の森二丁目に集まってしまって、実はすごい状況になってしまったんです。だから一定の総数、幾ら分散してもどこかに集まる。だから、なかなか解決策、私はいろんな自治体のそういったムクドリ対策を見るけど、総数が固定しているから、対策するとどこかへ被害が分散、分散というかどこかへ行ってしまうという問題で、自治体だけで考えられるものなのかどうか分からないけれども。それだからといって網をつけて捕まえるわけにもいかないし、非常に難しい問題だなというふうには、地元住民としては痛感しているところです。

#### 【H委員】

関連なんですけれども、先ほど会長が言われたように、鶉の森二丁目と、それから安島二丁目のほうに移動しただけで、中央通りからいなくなってほかへ行ったというだけで、その抜本的な解決にはなっていないので、そのことも含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

#### 【I委員】

三点お伺ひいたします。

まず、四日市ジャズフェスティバルに、私、毎年関わっているんですけども、市民公園にメインステージができて、ご存じだと思うんですけども、毎年やってきたんですが、この工事で来年メインステージができないということになっています。一体どうするかという話もありまして、1年ぐらひはできなくてもしょうがないかもしれませんが、今後この工事が完成したら、市民公園にまたそういったイベントができるステージが設置できるのかどうか。または、新しくできる中央通り公園に、ここ、お祭りをしたりということも書いてありますけれども、例えば名古屋の久屋大通だったら常設のステージがあって、いつでもステージメントがあって、その前でいろんなイベント、お祭りがあるというような、そんなような公園になっているんですけども、そういったステージイベントができる公園になるのかどうか。そういったステージがあればいいなというふうには思っているんですけども、それが一点です。

もう一点は、これはいつできるのか。何年というのほどこにも書いていなくて、リニアができるときと書いてあるんですけれども、何年に一体できるのかというのは、とても市民として知りたいところです。

三点目なのですが、今、商店街の中の下水道がすごく老朽化していて、水漏れだったり、下水道だけじゃないんですけれども、とても商店街の中が老朽化しているという話を聞くんです。今回真ん中のところを工事することで、下水とかも含めて工事をされるのか、この中央通りだけ整備して横の商店街の下水はそのままなのか、その辺りも含めて何か一緒に整備できたら、多分、ここ何年かの間で商店街の下水はどうせ工事しないといけないような状況だと思うので、それも考えていただければと思っています。

その三点、よろしくをお願いします。

#### 【事務局】

三点いただきました。

まず、市民公園の工事の関係でございます。これ、中央通りの工事というのは市民公園のリニューアル工事という格好になりまして、来年につきましてはその工事期間に当たるので申し訳ございません。これはもちろん1年限りでございますので、また完成した暁には、ぜひまたジャズフェスティバルの会場としてご活用いただけるとありがたいと思うところでございます。

あと加えて、今度できる、本日ご審議いただいております中央通り公園、こういったところの中でできるのかというようなところでございます。ぜひそういったことができるような環境になるといいなというように思いでこの事業のほうを進めさせていただいております。昨年のはじまりのいち社会実験におきましては、市役所の東の広場、ここでジャズフェスティバルの会場として活用いただきました。ジャズフェスティバルにつきましてはまちなかの各所で開催されるというところがありますので、こちらの場所でも、ぜひステージの一つとして活用いただけるとありがたいなと思うところでございます。

続きまして、一体何年にできるんだというようなところでございます。本日ご審議をいただいております中央通りの変更をさせていただく箇所、ここについて2027年度、この完成を目標に我々は今事業を進めさせていただいているというようなところでございます。現時点ではその目標に向かって進めているというようなことでございます。当然、全体の完成でございますので、延長が、全長は1.6キロになりますので、段階段階で当然完成してくるところが出てくるわけでございますが、全体としては2027年度、これを

目標に進めさせていただいております。

三点目の商店街の上下水道の話でございます。こちらはもう既に上下水道局のほうが、やはりこういうときにしか当然できないというところもでございます。老朽化の問題というのはおっしゃられるようにございますので、これを機に、管の更新であったり、強化と申しますか、そういったことを合わせてやっていく計画をしております。既に上水につきましては一部着手しておるといような状況でございます。

#### 【D委員】

説明ありがとうございました。時間もないと思いますので端的に聞かせてください。

124号議案から126号議案の関連資料を見ていて思ったんですけども、①のところを車線を6から2に減らすということで、片側1車線になるのかなと思っております。私もこれは渋滞を起こしてしまうんじゃないかというのは前から懸念しているところはあるんですけども、そもそものところで、まず自動運転バスがありますよね。あちらってここを通りますよね。そうなった場合、あれは20から30キロぐらいで走行しているので、渋滞を起こしてしまうとか、遅いから苦情が入ってしまうんじゃないかという懸念が一つあるので、その辺をどのように考えているのかというのを聞きたいというのが一つ目です。

二つ目が、やっぱりPark-PFIでやるということはお店ができるということなので、トラックの積み下ろしというものがあると思うんですけども、そこでまた同じように路上駐車されてしまうと、やっぱり通行を阻害させてしまうので、何らかの対策を考えられているんだったら教えてください。例えばですけども、公園のところにトラックを止めるスペースを設置しておくとか、そういったものがあればぜひ教えてください。

#### 【事務局】

自動運転以外の、まず荷さばきとかその辺りの駐車のことについて、お答えさせていただきます。

委員おっしゃられるように、やはりPark-PFIのところにつきましては、当然荷さばきという格好が出てまいります。こちらにつきましては、先ほどH委員からもありましたように、今サウンディングの中で、こういった荷さばきのところについて、やはりどういった活用というか考え方が適しているのかというところ、当然こういったところもヒアリングをかけて、そういった荷さばきのところも考えながら、この中央通りの公園の整備というようなことはやっていきたいなと思っております。

## 【四日市市】

あと、自動運転に絡んでの車線を絞って渋滞するんじゃないかというご質問ですが、今自動運転に関連してモビリティの実証実験をまさにさせてもらっているんですけど、車両でいきますと、おっしゃられるように、今で15キロから18キロで走行しております。40キロ、50キロの規制の中ですので、その速度差というのは当然ございます。あくまで今は実験である車両をということで、今の想定ではああいう、グリーンスローモビリティと言いますが、あの速度のものを導入したいと考えておりますが、現時点で本格実装になったときにどういうものを入れるかというのは、まだ決定は当然してございません。

あと、入れるものによっては、どこを走るかというので、法のほうもいろいろ改正されてきている中で、本当に低速のものは歩道を走ったりというのはあるかも分かりませんし、今のような車両であったら、今現在の法制度の中では車道を走ることになっております。

また、今回の整備の中では、南側の歩道のところに自転車道、自転車の走る空間、これは2メートルずつの幅で、双方向で計4メートルの幅をつくりますので、例えば法制度が変わってきて、そういうところを走れるようなものがあって、それがここに適するということになるかも分かりませんので、そういったところで、周りの今後の交通の状況を見ながら、また利用状況も見ながら実験を重ねて、どういうものを入れる、どういうところを走らせる、どう走らせるというのはこれから検討していきたいと思っております。

仮に今の計画の中で、今の車両を入れるんであったら、例えばこれだけ交差点、信号ピッチの細かいところで、あまり飛ばして走られる区間ではないのかなと。あと、バス停におきましても、現在よりまだ箇所数を増やす予定をしておりますので、例えば詰まってきたらバス停で一旦退避するですか、そういう運用もできるかも分かりませんので、さっき申し上げました今後の検討の中でいろいろ探っていきたいと考えております。

## 【D委員】

ご説明ありがとうございます。サウンディングであったりいろいろ、今後の技術であったりとかを待って臨機応変に変えていくというのは分かりました。僕も、あの車両を走らせるのなら、ここでは難しいんじゃないのかなというのはちょっと思っている部分もあって、専用車両なり何かそういうのをつくるのが、今の技術とかを踏まえた上では一番いいのかなと思ったので、ぜひそういったことも検討していただければと思います。

## 【F委員】

中央通り公園なんですけれども、ウォーカブルなというところで、五つの島の公園を歩いて通れると思うんですが、一番左側の公園のところの茶色がつながっていないんですね。茶色の広場、園路がつながっていないので、芝生とかを通りながら隣の公園に移動していくということなのかなというふうに思うんですが、そこが一つ。

あと公園、一つ一つ、五つを結ぶ、それぞれ横断歩道を造って通りながら、ウォーカブルに公園を渡り歩いていくという考えでいいのかどうか、そこを教えていただければと思います。

#### 【事務局】

今、恐らく18分の14ページ（第126号議案）をご覧いただきながらというところでございます。公園のレイアウトにつきましては、これはまだ確定したものではないのですが、意図といたしましては、やはり公園の中を散策して、連続した歩行者の動線を配置するという考え方は反映されております。要は街区の間、当然道路が走っておるところではございますが、ここ、実際には、規制的には横断歩道という形ができるかどうか分かりませんが、ただ、ここについては当然歩けるような空間で考えていきたいなと思っておりますので、そこはバリアフリーであったり、そういったことも配慮しながら、きっちり歩くというような動線を、構造上もぜひ確保していきたいという格好で工事のほうは進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

#### 【E委員】

今のことに関連するんですが、1号線の西側の旧道のところは、祭りの山車とかを渡るようにするという話で、南北で渡るということも構想であるようなんですが、だからそこに少し広場ができるかと思っております。そういった中で、今、F委員が言われた1号線の東側の公園、要するに1号線をどう人を渡していくのか。今のままの横断歩道で渡していくのか。以前には1号線の上を通れるようなことも考えたらどうだというご意見もあったかと思うんですが、その辺のところのお考えをお聞きしたいと思います。

#### 【事務局】

図面のほう、124号議案の25分の20ページをご覧いただけたらと思います。

こちらが、今図面の真ん中が、国道1号が南北に、上から下に走っておって、左から右に中央通りがちょうどクロスしておる交差点のところの図をご覧いただいているところでございます。ここで書いてあるように、横断歩道の絵が1号線と中央通りの間で配置をさ

れております。要は、ここを横断歩道として歩いていただくということを考えているところでございます。参考ではございますが、その横には自転車道が配置されておるといような絵が、すぐ隣にございます。そういうような形で歩行者動線、自転車動線を設定しておるとご理解いただけたらと思います。

参考ではございますが、この1号線の左側のところにはバスタがございまして、今まだ設計途中ですが、車線の部分について、一定の建物的なものが建ってくるという格好になってございます。それ以外のところは当然歩ける空間であったり、東海道のところにつきましては少し広場的な意匠で整備をすとか、そういったことを考えていきたいと今考えているところでございます。

#### 【H委員】

そうすると、浜田4号線という旧東海道は、いわゆる通れないような状況というような形になるのでしょうか。

#### 【事務局】

委員おっしゃられるのは、東海道が、要は中央通りで歩行者が横断できるのかどうかというようなことでしょうか。車道の部分については、申し訳ございませんが、ここに横断歩道を設置するというのが、国道1号の直近の交差点で横断歩道を設置するのが非常に困難な場所であるというようなところの中で、現時点ではこのような格好で整備のほうを進めさせていただきたいなというふうに考えております。当然、その北側につきましては、東海道と意匠も見ながら、ふさわしい整備をしていきたいというか、こちらはバスタ、国のほうになるんですが、そういったことについては設計の中でしっかり反映をして進めてまいりたいというふうに考えております。

#### 【E委員】

先ほどのH委員の質疑の中で、横断歩道は難しいという話なんですけど、要するにお祭りなんかで山車が通ることも想定していると話は前からあったので、段差なしに整備されていくのか。普通であれば、横断歩道も何もないということは段差ができると思うんですが、その辺のところの配慮があるかどうかなのか。確認だけ。

#### 【事務局】

こちらにつきましては、地元様からも、この使われ方というところでご要望を頂戴しているところでございます。今これを見ていただいている図面でお示しさせていただきますと、並木区間の南側に車道が集約されるということで、片側2車線ずつ、合計4車線、プ

ラス付加車線ぐらいの車線ができてくるんですけれども、真ん中に中央分離帯ができるんです。ここの部分に分離帯があると、祭りの山車とかが通れないというようなお話を頂戴しておるところでございます。これからこれは警察とも協議という形になりますが、通常は、やはり安全上、ここを分離帯として何か固いもの、強固なものを止めておいて、分離帯の構造にしておいて、祭りの際にはこれが可動式で取り外せるというようなことで山車がここを横断できるような、そういうような工夫ができないかというような要望を頂戴しておりますので、これにつきましてはその方向で検討ができないかということ警察とも協議してまいりたいと、このように考えておる次第でございます。

**【E委員】**

だから、中央分離帯の話ですけど、広場と車道との段差はないということでもいいんですかね。

**【事務局】**

こちら、もし段差ができたとしても、スロープを設けて山車が入っていけるとか、そういうようなことを考えていきたいというふうに考えておるところでございます。

**【H委員】**

そうすると、いわゆる中央通りを西から東に、国道1号線に向かったときに、旧東海道に向けては今現在は右折はできますよね。でも、この後は右折ができなくなるという状況でしょうか。

**【事務局】**

西から東へ向かって進まれたときに、海方向に向かって進まれたときに、ここで今は現状右折ができておったということでございますけれども、この分離帯ができることで、日常はこれが右折いただけないという形になるという計画になってございます。

**【H委員】**

そうすると、今現在はできるからいいようなものの、これがなくなると、いわゆるe i s u 学園が近くにありますが、そうすると、子供さんの送り迎えということで、その車がUターンして東から西向きになって、南側の通りになった場合に、やっぱり渋滞等も非常に懸念される状況であるというふうに思うんですけど。

**【事務局】**

確かにこうなった当時は、皆さん不慣れで、そのようなことが起こってしまう可能性というのはやはり否めないかなとは思いますが、これに慣れていただくことで、裏の

道から入っていただくとか、例えば東海ボウルさんの前の道から回り込んでいただいて、1号線に乗っていただいて左折で入ってくるとか、いろんな回り方を恐らく考えていただけるようになるのかなということを期待しておるところでございます。安全上、やはりここは開けられないというふうに、この構造の上ではそのように警察と協議をさせていただいておるところでございますので、ご理解を賜りたいなというところでございます。

#### 【E委員】

都市計画決定のことで、全体のことで一点お聞きしたいと思います。

今回、特に公園のところ都市計画決定をいただいて、新たに公園が増えるということは市民にとっていいことであって、ただ一方で、法で定めるところの市の人口1人当たりの公園の緑地面積は満たされていると思います。総合計画の中でさらに高いレベルで求めていると思うんですけども。一方で、街区公園のリストが後半のほうで資料が出ていますけれども、街区公園の中には、当初、都市計画決定していただいた当時の地域の住民の配置であるとか公園の利用目的と、今の現状の公園周辺の利用状況が、だいぶ時代とともに変わってきているようなところもあるかと思っておるんです。そうすると、例えば地域の中で本当に利用いただいている公園は、地域の中で愛護団体を作っていただいて、地域で草刈りとかをしていただいて、非常に有効な活用されているところ、また、なかなか利用度が低いと、そういう愛護団体もできなくて、公園緑政課のほうで管理はいただいていると思いますけれども、草が大分伸びて、なおさら公園も利用しにくいというところもあるかと思っています。

そういった中で、法的にはクリアしている、総合計画の中ではさらに高い市としての考え方はあるとは思いますが、管理の問題と、あと、周辺地域の状況によって、その土地の利用の必要性、こんなところで勘案すると、今都市公園として、街区公園として都市計画決定されていると言えども、どこかでやっぱり見直すことも必要なかなと思っているんですが、今回のテーマとは直接関係ないんですが、都市計画決定することなので、その辺のお考えだけお聞きしたいと思います。

#### 【四日市市】

以前にもそういうご意見をいただいたところでございます。過去にはこの場でも羽津公園の廃止というのをお世話になりました。あの公園の場合は長期未着手というところで、いろいろご議論いただいて今の形になってございますが、委員おっしゃっていただいたように、当初決定した、設定したときから状況も変わっておる、利用の状況も変わっており

ますし、例えば周辺の公園の状況も、例えば中央緑地公園ですとか、ああいうのは規模感  
は変わらないんですけど、中のリニューアルとかをして利用の状況なんかも変わってきて  
いるという状況もあろうかと思imasuので、全体の公園の方向性、どこをどう見直してど  
うのというのはなかなか一気に難しいかと思うんですけど、個々管理の状況もございま  
すので、その箇所箇所を見て、場合によっては見直したいなところは改めて整理して、  
その都度こういう場で、またご議論いただけるようにさせてもらいたいと思imasuので、  
またその折にはお願いしたいと思imasu。

**【会長】**

ほかはよろしいでしょうか。それでは、ご意見も出揃ったところで、一つずつ採決をし  
てまいりたいと思imasu。

**【E委員】**

採決の前に、本日欠席の方の、特に浅野委員、松本委員は専門の方でありますし、また  
阪田様は鉄道事業者ということで、よりこういう都市計画については、専門であるとか、  
非常にふだん関係があるかなと思っておるんですが、この方が欠席でありますので、も  
し、この方からの何らかのコメントというか、ご意見があれば、採決の前に参考にさせて  
いただきたいなと思imasuんですが。できれば、やっぱりこの専門の方にはご出席いただい  
て、この場で発言いただいて、その発言をお聞きしながら、私どもは議論させていただき  
たいなというふうに思っております。何かご意見ございましたら、ご披露いただけたらと  
思imasu。

**【事務局】**

この都計審の開催に当たりまして、資料のほう、皆様と同じタイミングで全委員の方  
に、欠席委員の方を含めて送らせていただいております。今回ご都合により欠席というと  
ころではあるんですけども、皆様にお届けしてから今の中に、特にご意見はいただい  
ていないという状況になっております。

**【E委員】**

そうすると、基本的に承認されるということで受け止めてよろしいでしょうか。

**【事務局】**

よろしいかと考えております。ただ、審議自体は出席した、この都計審の出席の委員皆  
様の議決という形になってまいります。

**【会長】**

これと関連するところで、先日、事務局のほうにお願いをしたのは、専門家の方々の欠席が多いので、まずはそういった方々のご都合を聞いてくれというような要請を実はさせていただきました。非常にお忙しい方々なんだろうと思いますけれども、そういう方が二人いらっしゃるんだったら、せめて一人、場合によっては前回までのようにオンラインで参加していただくだとか、そういった方向を少し検討してみてはいかがかなということで、一応次回以降はお願いをしているところです。今回一応資料は送ってあるということで確認を取っておりますのでよろしいかと。望ましいとは言わないけれども、それが精一杯だったというふうにご理解いただきたいと思います。次回以降は少し努力していただくということで、お願いはしておるところでございます。

それでは、皆さんから採決を取りたいというふうに思いますので、一つ一つお願いをしたいと思います。

第124号議案について原案どおり可決することよろしいでしょうか。

《採決》

**第124号議案 全員一致で原案通り可決**

第125号議案について原案どおり可決することよろしいでしょうか。

《採決》

**第125号議案 全員一致で原案通り可決**

第126号議案について原案どおり可決することよろしいでしょうか。

《採決》

**第126号議案 全員一致で原案通り可決**

## その他報告事項

### 四日市市都市計画マスタープラン地域・地区別構想の進捗状況について

#### 《その他報告》

##### 【事務局】

その他報告、四日市市都市計画マスタープラン地域・地区別構想の進捗状況について、報告させていただきます。

第62回四日市市都市計画審議会において、委員より、四日市市都市計画マスタープランの地域・地区別構想の進捗状況の報告に関するご意見があったため、今回報告させていただきます。

お手元の資料、報告事項、四日市市都市計画マスタープラン地域・地区別構想の進捗状況をご覧ください。

地域・地区別構想は、全体構想の方針に即して、おおむね10年間の地区ごとの土地利用や土地整備の計画を示したものです。この地域・地区別構想は、図の右側の緑色で示す、地域の方々に策定し、市に提案された地区まちづくり構想を基に、市が策定しております。

下段の取組状況をご覧ください。

市内における地域・地区別構想等の取組状況ですが、現在21地区から地区まちづくり構想が市に提案され、これを基に策定する都市計画マスタープラン地域・地区別構想は17地区で策定済みとなっております。未策定の4地区については、順次策定を進める状況であり、常磐地区に関しましては、次回の当審議会で議案として挙げさせていただく予定であります。

続きまして、各地区における地域・地区別構想の進捗状況、今後の対応についてご報告します。

16分の2ページをご覧ください。16分の2ページ以降のページでは、地域・地区別構想の策定順で、17地区ごとに主な取組の内容及び進捗状況について整理しております。表の見方としましては、左側より、「地区の名称」、「告示日」、「地域・地区別構想における地域整備の主な取組の項目及び概要」を明記しており、その右側の着色部分には「実施の状況」を明記しております。実施の状況においては、未実施・休止中を黒字、実施中・実施済みも赤字にて整理しております。右側の欄では「実施の内容や今後の対応な

ど」を記載しております。

全体の取組の進捗状況に関しては、実施済み・実施中が多くあるものの、未実施の項目もあります。未実施の取組については、それぞれの内容によって様々な要因がございます。

一例として説明しますと、16分の2ページの「地区欄」上段に記載しております橋北地区をご覧ください。橋北地区における取組状況では、「項目欄」の上から2番目の木造密集地域対応、「概要欄」の下線①の金場新正線の整備については、令和3年3月に策定した道路整備の方針において、接続する三重橋垂坂線が一定整備された段階で検討に着手するものとしており、現時点で着手には至っておりません。

また、同概要欄の下線②、緊急車両の通行確保や防災空地の確保を目的として段階的整備について、地区内の幅員の狭い道路における緊急車両の通行確保や防災空地の確保を目的とする木造住宅の密集地域への対策については、「狭あい道路後退用地整備事業」などにより道路環境の改善に取り組んでおりますが、土地所有者などの意向によることから、あまり進捗が図れていない状況です。

一方、「項目欄」の上から5番目の東海道再整備、「概要欄」の蒲の川横断部などの歩行者空間整備などの支援に関しましては、市が「東海道再整備事業」として、地区内を流れ東海道を横断する蒲の川において、散策する方が立ち寄って休憩を取ることができるような歩行者空間の整備に着手しているところです。

このように橋北地区では、社会情勢の変化や地域との協議が整わないことから、事業の実施に至っていないものもございますが、先に述べましたようなインフラ整備など多くの事業に取り組んでおり、こうしたことは他の地区の地域・地区別構想においても同様な状況となっております。

こうした中、地域・地区別構想に基づく取組においては、市としての体制が十分でないことや、地区まちづくり組織が継続していない地区もあることから、地区によっては丁寧な協議が行えていないのが実情です。今後は、地域・地区別構想策定後、10年を経過した地区を中心に、地域・地区別構想の取組を地区と共有し、実施に至っていない取組については、その要因や課題を検証し、地区に対して説明させていただくとともに、社会情勢や土地利用の変化、地区住民の意向も踏まえ、地域との協議に順次努めていきたいと考えております。

事務局からの報告は以上となります。

## 《質疑応答》

### 【会長】

ありがとうございます。

これは、以前に委員の皆さんから、こういった実施状況についての報告がないということから今回作成させていただいたものでありますが、今後もこういう形で継続的にチェックをしていきたいと考えております。

どうぞ、ご意見をお願いします。

### 【C委員】

時代の流れが全然反映されていない。何かというと、自動運転の時代が目の前に来ている。日本の場合は対応が遅れているが、国際的に見たらもっと早い。そうすると、地域へ行くと、例えば、中心部は道路ばかりでいい。ところが、少し離れると、例えば海蔵などでは、土地利用が全然できていない。いまだに実情に合わぬ赤道があり、虫食い状態で開発されている。真面目にじっとしている人たちは、例えば農地を持ちながら生活保護しかない。こんな馬鹿な話はない。やっぱり土地を有効利用できるような、そんなことが提案されてこない、実情に合っていない。宝を幾ら持っておっても、活用できなかったらどうにもならない。

そういう視点で見ていくと全然だめ。例えば橋北なら、プラス型か、キの字型か、シャープ型のような道路を地区の中へ抜いていかないと、車がうっかり入るとなかなか出てこれない。そんなところに若い人は住まない。若い人が住まないようなまちは、やがてスラムになる。だから、もうちょっと地域・地区別構想できちっと出さないと、地区の人は、口では言うけど、計画として提案するかというとあまり提案はしない。そのため、市のほうが、このぐらいの金を使うから提案してきなさいと言うと、もっと地区から生きた提案ができるということを感じている。もうちょっと市のほうが、ただ、今の延長線でまちをつくるのではなく、人口が減っていく中で、どのようにまちをつくって生き延びていくのということをきちっと対応しないとまずいと思う。

例えば、大きな話で言うと近鉄と、JRが四日市にあるけど、20年も先を見たら二つも要らないと思う。近鉄が生き残ってJRを無くすぐらいの話になっていくと思う。そのようになっていかないとまちをつくることにはならない。先を見据えた施策を積み上げないと、うまいまちづくりにはなりにくいと思う。

四日市に若い人も留まってもらうためには、きちっとしたまちをつくらんとまずいと思うので、専門家を入れて、市のほうもこのぐらいの予算を使うよという示し方をしないと、まちづくりができないと思う。

時間がないので、本当は質問であるが、意見にとどめておきます。

#### 【会長】

ありがとうございます。

ほかに意見をどうぞ。

#### 【G委員】

初めて参加させていただいて、地区まちづくり構想、都市計画マスタープラン地域・地区別構想は、広報などで見たことが、私が所属しておる地域には何もない。これは寂しいと私は今感じており、私の地区には議員さんもいない。四郷地区で、私が住んでいるところは小林町で、八王寺町と小林町とも全く要望も何も上がっていない。これは、地区によってこんな格差があるのはおかしいような気がするが、いかがなか。これだけです。

#### 【事務局】

委員から、四郷地区に関して、確かにおっしゃるとおり、まちづくり構想をはじめ、地域・地区別構想はございませんというのが実情でございます。

まちづくり構想をつくるに当たりましては、確かに行政からの動きもありますが、一番大きな要因としましては、地域がまちづくりをやっていきたいという強い思いが必要となってきます。その思いが、我々の不勉強なところもありますが、こちらのほうに伝わってこなかったというのがございます。現在、笹川地区につきましては、地区がまちづくりをやっていきたいという強い思いを持って動いております。これに伴いまして、旧四郷や小林町・高花連合もまちづくりを行っていきたいというご意見はいただいております。

これを踏まえまして、近いうちに我々も地域に足を運びまして、まちづくり構想からつくっていききたいなと思っておりますので、その節はよろしく願いいたします。

#### 【G委員】

ありがとうございます。

もう一点だけいいですか。

四郷地区には、風致地区が四日市で唯一ある地区ですが、もう大分荒れ果てています。今はまだ、獣害対策というか、お猿さんもあまり来ておらず、猪さんも渡っていないが、あと数年すると猪の巣になるような気がします。

この辺はどうお考えですか。

**【事務局】**

風致地区の関係でご意見をいただきましたが、令和元年に、我々、風致条例の改正を行いまして、その際にも地権者の方々200名ほどと説明会を3回に分けて行いまして、やはり維持管理のご意見であったり課題等々をいただいたという状況でございます。

先ほど事務局から説明させていただいたとおり、旧四郷、四郷連合自治会の管轄についても、これからまちづくり構想の策定に取り組みたいという意思はいただいておりますので、その中で風致地区の課題についても、お話をさせていただいた上で、地区としてどうやっていきたいのかというご意見も聞きながら、今後取り組み等を進めさせていただければと考えております。

以上でございます。

**【会長】**

ありがとうございます。

**【B委員】**

四郷地区は、旧四郷と笹川と高花平、小林町連合に分かれています。

笹川団地、高花団地それぞれ全然問題点が違うと思う。

四郷地区には、この3地区がある中で、一緒にまちづくりプランをつくっていくのか、それとも3地区それぞれ別にしていくのか、行政のほうでもしっかり考えていただいて、策定をお願いしたいと思っております。

意見です。

**【会長】**      ありがとうございます。

ほかに何か意見があれば、言っておいていただいて。

**【四日市市】**

まちづくり構想の関係ですが、やはり地区ごとに策定をとお願いしてございます。

四郷地区として、一つのものというのがあるがたいというところではございますが、おっしゃっていただきましたように、3連合ごとに状況も地勢も違うというところがございますので、小学校単位でつくっていただくことも可能です。

それぞれ3連合とご相談させていただきながら、進めさせていただきたいと思えます。

**【会長】**

ありがとうございました。

それでは、本日の都市計画審議会の議事に関してはこれで終了とします。

**【D委員】**

最後に、前のほうで説明していただいた資料があると思います。委員の皆さんを見てみると、次は何ページですと探し続けているのでなかなか話が入っていないこともあるので、もし可能であれば、前で写した資料を全員に配っていただきたい。

**【事務局】**

次回はそのようにさせていただきます。

**【D委員】**

できればお願いします。

— 了 —